

北技保第32号の2
令和5年5月18日

北海道貨物自動車運送適正化事業実施本部長 殿

北海道運輸局長（公印省略）

トラックにおける安全確保の徹底について

標記について、別紙のとおり北海道トラック協会会長へ通知したところです。
つきましては、同協会に加盟していない事業者に対する通知について特段のご配慮方
よろしくをお願いします。

なお、北海道運輸局のホームページに本通達を掲載していることを申し添えます。

（参考）

北海道運輸局ホームページ＞自動車＞自動車の保安＞9. 保安関連通達

<https://wwwtb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/hoan/index.html>

北 技 保 第 3 2 号
令和 5 年 5 月 1 8 日

公益社団法人北海道トラック協会会長 殿

北海道運輸局長（公印省略）

トラックにおける安全確保の徹底について

標記について、別添のとおり自動車局長から全日本トラック協会会長に通知していますので、了知されるとともに、貴協会の傘下会員に対し周知徹底をお願いします。
なお、北海道運輸局のホームページに本通達を掲載していることを申し添えます。

(参考)

北海道運輸局ホームページ>自動車>自動車の保安>9. 保安関連通達

<https://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/hoan/index.html>

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長

トラックにおける安全確保の徹底について

5月16日（火）午後8時15分頃、宮城県栗原市の東北自動車道下り線において、岩手県一関市に向けて乗客乗員40名程度を乗せた貸切バスが車両故障のため路肩に停車していたところ、大型トラックが追突し、3名が死亡、1名が重傷を負うという誠に痛ましい事故が発生した（5月17日（水）9時現在）。

事業用自動車における輸送の安全確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、事故を起こさず、国民の生命、身体及び財産をしっかりと守ることこそが、運送事業の社会的信頼を維持するために最も必要なことである。

については、トラックの安全確保の徹底を図るため、貴会傘下会員に対し安全対策及び事故防止の徹底が図られるよう下記事項について改めて周知徹底を図られたい。

記

1. 運行管理業務を再確認し、安全確保の原点に立った確実な運行管理を実施すること。特に次に掲げる事項について改めて実施を徹底すること。
 - (1) 確実に点呼を実施し、事業用自動車の運行の安全を確保するために必要な指示を与えること
 - (2) 乗務員の疾病、疲労、睡眠不足等の健康状態及び過労状態の確実な把握に努め、安全に運行の業務を遂行することができないおそれがある乗務員を業務に従事させないこと
 - (3) 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」（以下「指導監督マニュアル」という。）に基づき、運転者に対し、ブレーキの適切な使用等、運行の安全を確保するために遵守すべき事項について指導すること

指導監督マニュアル トラック事業者編 概要編
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_gaiyohen.pdf
指導監督マニュアル トラック事業者編 本編
https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/resource/data/truck_honpen.pdf
2. 運行にあたっては、車両の点検整備を確実に実施するとともに、乗務員に対して制限速度の遵守をはじめとした道路交通法等の法令遵守の徹底を図るなど、安全の確保を最優先するよう関係者に徹底すること。